

近づく総選挙

十一月総選挙が確実になってきました。二一世紀の日本の進路が大きく問われる選挙です。稲葉市会議員とともに活動してきた二人が、日本共産党の岡山選挙区予定候補者となりましたので紹介します。



衆議院1区予定候補者
植本かんじさん

一区予定候補の植本さんは一九五九年生まれ、中小業者の営業と地域経済を守り発展させる運動、民主青年同盟委員長と



衆議院2区予定候補者
尾崎ひろ子さん

結婚後は子育てしながら、平和・女性運動にとりくみました。現在、日本共産党岡山地区常任委員。家庭には夫とその両親、一男。

比例選挙、中国ブロックの日本共産党予定候補者は、中林よし子(衆議院議員)、久米けいすけ(前・山口県議)、藤本さとし(広島県国会議員団事務所長)三氏です。比例選挙は政党名(日本共産党)で投票していただきます。

よく知られているように、教育基本法は現憲法の成立とともに、これを教育に生かすものとして、教育勅語に代えて教育の根本法となりました。したがって、教育の基本は、戦争がすべてに優先していたことを深く反省し、一人ひとりの子どもを人間として大切に、真理と平和を希求することでした。

まず、基本法によって「教育の機会均等」が実現し、どの子ども九年間の義務教育を、無償で受けることができるようになりました。これは障害を持つ子どもたちにも、教育の機会が保障されるようになったことと重なります。また、私学に通う子どもたちにも助成が行われるようになりました。

戦後、義務教育終了後に高等学校に進学する子どもたちが、文部省の推測をこえて増え続けたことには、さまざまな要因が考えられますが、このような背景も無視することはできません。まさに、教育は一部の子どもたちのものから、すべての子どもたちに開放されました。

教育基本法によって実現したものは？

いまこそ生かそう教育基本法
岡山県ネットワーク世話人

三宅良子

言い方をかえれば、これこそが人権としての教育であり、教育への権利の保障です。若い方たちのために一言つけ加えると、戦後の民主主義

ただけ、男の子は中学校、高校大学へとすすみ、その数は僅かに三割程度でした。女の子は女学校、女子大へとすすみますが、二割弱だったでしょうか。

こうした現実から見ると、すべての子どもたちに九年間の義務教育が無償で保障されたことは、どんなにすごいことであつたのか、お分かりいただけると思います。

また、戦前・戦中は、男女別学が原則とされていました。「男女七歳にして席を同じうせず」というモラルのもとに男女は別学、別課程で学びました。それが、教育基本法第五条によって公立の小中学校のすべてが男女共学となり、高校も共学が奨励されたのです。

これだけ見ても、教育基本法がどんなにすばらしい法律である

のか、誰も否定はできないと思います。

(次号に続く)

